

賃金の預金口座振込に関する協定書

〇〇株式会社と〇〇株式会社従業員代表△△は、従業員の賃金の預金口座振込による支払方法に関し、次のとおり協定する。

(対象者)

第1条 賃金等の預金口座振込対象者は全従業員とする。

(対象となる賃金等)

第2条 預金口座振込の対象とするものは次のとおりとする。

- (1) 月例賃金
- (2) 賞与
- (3) 所得税に係る年末調整還付金

(指定金融機関)

第3条 振込口座は従業員が指定する金融機関の本人名義の普通預金口座とする。金融機関は原則として、銀行、信用金庫、信用組合とする。

2 本人名義の預金口座は原則として、1金融機関1口座とする。

(指定金融機関の変更)

第4条 従業員は、金融機関を自由に指定することができる。ただし、金融機関を変更する場合は、振込を予定する日から15日以上前に申し出るものとする。

(振込額)

第5条 口座への振込額は、第2条(1)および(2)については税金、社会保険料、財形貯蓄積立預金等の各種控除後の手取り額全額を、(3)についてはその全額を振り込む。

(協定の改廃)

第6条 この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り、効力を有するものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定は 年 月 日から有効とする。

年 月 日

以上

〇〇株式会社

代表取締役 □□ 印

従業員代表 △△ 印